平成２５年（フ）第７０７５号
山形県米沢市万世町桑山4306　ウィング21―103
破産者　伊深　康司
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１４号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目45番２号
破産者　有限会社ケートライ
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１５号
東京都豊島区南長崎１丁目18―11―403
破産者　加瀬　光夫
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１４９号
千葉県市原市椎津935―５、商業登記簿上の本店所在地千葉県市原市ちはら台南６丁目９番サウスヒルズ中央１―501
破産者　アレクト株式会社
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８８号
山梨県甲府市朝気３丁目13番３号
破産者　株式会社小林商産
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８９号
東京都練馬区栄町５―１―905
破産者　小林　　忠
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９０号
東京都練馬区栄町５―１―905
破産者　小林しげ美
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０５号
東京都千代田区平河町１丁目３番10号
破産者　株式会社ラビコム
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０６号
東京都目黒区目黒本町６丁目４―16
破産者　原　　友紀
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０９号
東京都目黒区上目黒１丁目16番８号
破産者　株式会社パブリシティ・グローバル・サポート
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１０号
千葉県船橋市西習志野１丁目18番９号
破産者　有限会社林勲電気商会
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１１号
千葉県船橋市高根台６丁目44―３―203
破産者　林　　勳
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１２号
千葉県船橋市高根台６丁目44―３―203
破産者　林　　初江
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１９号
東京都豊島区巣鴨１丁目43番１号
破産者　株式会社伸栄製作所
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２２０号
東京都大田区西糀谷２丁目31―17
破産者　丸山　富榮
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３４号
東京都中央区日本橋本石町４丁目５番３号
破産者　株式会社エスピーナインティ
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３５号
埼玉県富士見市ふじみ野西２丁目１―１　アイムふじみ野南二番館1306
破産者　町田　　満
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４６号
東京都西東京市保谷町１丁目８番４号
破産者　株式会社アイウェル
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４７号
東京都西東京市田無町３―９―４　第５ルミエール田無507、住民票上の住所東京都西東京市芝久保町１丁目21―27
破産者　神崎　　崇
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７３号
東京都江戸川区本一色１丁目24―22
破産者　稲葉　高志
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１５号
東京都足立区西伊興２丁目１番23―202号
破産者　有限会社フォーナイン企画
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１６号
東京都足立区伊興３丁目６―16―203、開始決定時の住所東京都足立区西伊興２丁目１―23―202
破産者　海老原成子
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部